

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新	旧	備考
(対象工事) 第2条 工事成績評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として<u>新潟市水道局総務部経理課契約係において契約手続きを行ったもの</u>について行うものとする。	(対象工事) 第2条 工事成績評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として<u>1件の設計金額が250万円を超えるもの</u>について行うものとする。	

別紙－５ 「施工プロセス」のチェックリスト（上水道・土木）

別紙－５①

「施工プロセス」のチェックリスト（上水道・土木）

1. 工事名

所属名

2. 工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 施工業者

監督員氏名

①「施工プロセス」チェックリストは、新潟市土木工事共通仕様書、工事請負契約約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理・施工されているかを監督員が確認する。

②チェック欄には、書類・写真等もしくは現場等で確認した内容が適切であれば□欄に☑マークを付し、適切でなければ□欄に☒マークを付し、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの時期の日安)	チェック欄					備考 (指示事項及びその是正状況など)
				着手前	施	工	中	完成時	
Ⅰ 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○工程表	1 □契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(約款第4条) (契約後、変更契約後)	□	□	□	□	□	
		○工事カルテ	2 □事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内(休祭日を除く)に登録機関に申請した。 (対象工事は、契約金額500万円以上) (契約後、登録技術者変更時、完成時)	□	□	□	□	□	
		○建設業許可票等	3 □「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。 (建設業法第40条) (施工時1回程度)	□	□	□	□	□	
			4 □「労災保険関係成立票」の標識を、現場の見やすい場所に掲示し、正しく記載している。 (労働者災害補償保険法施行規則第49条) (施工時1回程度)	□	□	□	□	□	
		○建設業退職金 共済制度	5 □元請が建設業退職金共済制度に加入している場合は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事 現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)	□	□	□	□	□	
			6 □「建設業退職金共済証紙」の配布を受払簿等により適切に管理し、「掛金収納書」を工事完成時まで に提出した。(施工時1回程度及び完成時)	□	□	□	□	□	
		○請負代金内訳書	□請負代金内訳書に記載されている法定福利費用が適正であるか確認した。(約款第4条) (契約後)	□	□	□	□	□	
		○施工体制台帳	7 □「施工体制台帳」が整備され現場に備え付けられ、かつ、その写しを提出した。(入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	□	
			8 □「施工体制台帳」に下請負契約書等(写し)(再下請負業者を含む)を添付している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	□	
		○施工体系図	9 □「施工体系図」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	□	
			10 □施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時)	□	□	□	□	□	
			11 □作業分担と責任の範囲が、下請負業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されて いる。(施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	□	
		○一括下請負の 禁止	□元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(建設業法第22条) (施工時の当初、施工変更時)	□	□	□	□	□	
	Ⅱ	○現場代理人	12 □現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、 主体的に係わっている。(約款第11条第2項) (施工時)	□	□	□	□	□	
			13 □現場代理人として、監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く) (施工時適宜)	□	□	□	□	□	

旧

別紙ー 5 「施工プロセス」のチェックリスト（上水道・土木）

別紙ー5 ①

「施工プロセス」のチェックリスト(上水道・土木)

1. 工事名

2. 工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 施工業者

所属名

監督員氏名

①「施工プロセス」チェックリストは、新潟市土木工事共通仕様書、工事請負契約約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理・施工されているかを監督員が確認する。
②チェック欄には、書類・写真等もしくは現場等で確認した内容が適切であれば□欄に☑マークを付し、適切でなければ□欄に☒マークを付し、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの時期の目安)	チェック欄					備考 (指示事項及びその是正状況など)
				着手前	施	工	中	完成時	
Ⅰ 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○工程表	1 □契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(約款第4条) (契約後、変更契約後)	□	□	□	□		
		○工事カルテ	2 □事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内(休祭日を除く)に登録機関に申請した。 (対象工事は、契約金額500万円以上) (契約後、登録技術者変更時、完成時)		□	□	□	□	
		○建設業許可票等	3 □「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。 (建設業法第40条) (施工時1回程度)		□	□	□		
			4 □「労災保険関係成立票」の標識を、現場の見やすい場所に掲示し、正しく記載している。 (労働者災害補償保険法施行規則第49条) (施工時1回程度)		□	□	□		
		○建設業退職金共済制度	5 □元請が建設業退職金共済制度に加入している場合は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)		□	□	□		
			6 □「建設業退職金共済証紙」の配布を受払簿等により適切に管理し、「掛金収納書」を工事完成時まで提出した。 (施工時1回程度及び完成時)		□	□	□	□	
		○工事費内訳書	□監督員が工事の内容に照らし必要であると認め、求めに応じ提出した。(約款第4条) (施工前)	□	□	□	□		
		○施工体制台帳	7 □「施工体制台帳」が整備され現場に備え付けられ、かつ、その写しを提出した。(入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	□		
			8 □「施工体制台帳」に下請負契約書等(写し)(再下請負業者を含む)を添付している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	□		
		○施工体系図	9 □「施工体系図」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	□		
			10 □施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時)		□	□	□		
			11 □作業分担と責任の範囲が、下請負業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。 (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	□		
		○一括下請負の禁止	□元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(建設業法第22条) (施工時の当初、施工変更時)		□	□	□		
	Ⅱ	○現場代理人	12 □現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。(約款第11条第2項) (施工時)		□	□	□		
			13 □現場代理人として、監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く) (施工時適宜)		□	□	□		

新

別紙ー 5 「施工プロセス」のチェックリスト (建築等)

別紙ー 5 ①

「施工プロセス」のチェックリスト(建築等)

審査

1. 工事名
2. 工 期

3. 施工業者

所属名
監督名

①「施工プロセス」チェックリストは、公共建築工事標準仕様書、工事請負契約約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理・施工されているかを監督員が確認する。
②チェック欄には、書類・写真等もしくは現場等で確認した内容が適切であれば□欄に☑マークを付し、適切でなければ□欄に×マークを付し、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの時期の目安)	チェック欄				備考 (指示事項及びその是正状況など)
				着手前	施 工	中	完成時	
Ⅰ 施工体制一般	○	○工程表	1 □契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(約款第4条) (契約後、変更契約後)	□	□	□	□	
		○工事カルテ	2 □事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内(休祭日を除く)に登録機関に申請した。 (対象工事は、契約金額500万円以上) (契約後、登録技術者変更時、完成時)	□	□	□	□	
		○建設業許可票等	3 □「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。 (建設業法第40条) (施工時1回程度)	□	□	□	□	
			4 □「労災保険関係成立票」の標識を、現場の見やすい場所に掲示し、正しく記載している。 (労働者災害補償保険法施行規則第49条) (施工時1回程度)	□	□	□	□	
		○建設業退職金共済制度	5 □元請が建設業退職金共済制度に加入している場合は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	□	□	□	□	
			6 □「建設業退職金共済証紙」の配布を受払簿等により適切に管理し、「掛金収納書」を工事完成時まで提出した。 (施工時1回程度及び完成時)	□	□	□	□	
		○請負代金内訳書	□請負代金内訳書に記載されている法定福利費用が適正であるか確認した。(約款第4条) (契約後)	□	□	□	□	
		○施工体制台帳	7 □「施工体制台帳」が整備され現場に備え付けられ、かつ、その写しを提出した。(入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	
			8 □「施工体制台帳」に下請負契約書等(写し)(再下請負業者を含む)を添付している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	
		○施工体系図	9 □「施工体系図」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	
			10 □施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時)	□	□	□	□	
			11 □作業分担と責任の範囲が、下請負業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。 (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	
		○一括下請負の禁止	□元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(建設業法第22条) (施工時の当初、施工変更時)	□	□	□	□	
Ⅱ	○	○現場代理人	12 □現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。(約款第11条第2項) (施工時)	□	□	□	□	
			13 □現場代理人として、監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く) (施工時適宜)	□	□	□	□	

旧

別紙－５ 「施工プロセス」のチェックリスト（建築等）

別紙－５①

「施工プロセス」のチェックリスト(建築等)

審査

1. 工事名
2. 工期

3. 施工業者

所属名
監督名

①「施工プロセス」チェックリストは、公共建築工事標準仕様書、工事請負契約約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理・施工されているかを監督員が確認する。
②チェック欄には、書類・写真等もしくは現場等で確認した内容が適切であれば□欄に☑マークを付し、適切でなければ□欄に☒マークを付し、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの時期の目安)	チェック欄					備考 (指示事項及びその是正状況など)
				着手前	施工中			完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○工程表	1 □契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(約款第4条) (契約後、変更契約後)	□	□	□	□	□	
		○工事カルテ	2 □事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内(休祭日を除く)に登録機関に申請した。 (対象工事は、契約金額500万円以上) (契約後、登録技術者変更時、完成時)	□	□	□	□	□	
		○建設業許可票等	3 □「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。 (建設業法第40条) (施工時1回程度)	□	□	□	□	□	
			4 □「労災保険関係成立票」の標識を、現場の見やすい場所に掲示し、正しく記載している。 (労働者災害補償保険法施行規則第49条) (施工時1回程度)	□	□	□	□	□	
		○建設業退職金共済制度	5 □元請が建設業退職金共済制度に加入している場合は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	□	□	□	□	□	
			6 □「建設業退職金共済証紙」の配布を受払簿等により適切に管理し、「掛金収納書」を工事完成時まで提出した。 (施工時1回程度及び完成時)	□	□	□	□	□	
		○工事費内訳書	□監督員が工事の内容に照らし必要であると認め、求めに応じ提出した。(約款第4条) (施工前)	□	□	□	□	□	
		○施工体制台帳	7 □「施工体制台帳」が整備され現場に備え付けられ、かつ、その写しを提出した。(入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	□	
			8 □「施工体制台帳」に下請負契約書等(写し)(再下請負業者を含む)を添付している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	□	
		○施工体系図	9 □「施工体系図」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	□	
			10 □施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時)	□	□	□	□	□	
			11 □作業分担と責任の範囲が、下請負業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。 (施工時の当初、施工体制変更時)	□	□	□	□	□	
		○一括下請負の禁止	□元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(建設業法第22条) (施工時の当初、施工変更時)	□	□	□	□	□	
	Ⅱ	○現場代理人	12 □現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。(約款第11条第2項) (施工時)	□	□	□	□	□	
			13 □現場代理人として、監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く) (施工時適宜)	□	□	□	□	□	